

### 3. 1級舗装施工管理技術者資格試験の受験資格

#### (1) 受験資格の区分

次表に示す区分①、②、③、④、⑤のいずれかに該当する方が受験できます。区分に応じて提出する書類が異なりますので注意して下さい。(P.6 受験申込時に必要な書類を参照)

※平成27年度より実務経験の必要年数が一部改定されました。

区分	学歴 <sup>注3)</sup> または 取得資格等	舗装施工管理に関する実務経験の必要年数 <sup>注1)</sup>	
		指定学科 <sup>注2)</sup>	指定学科以外
①	大学 卒業 者	卒業後 <b>3年以上</b> の実務経験を有する者	卒業後 <b>4年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者
		上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること	
	短期大学 卒業 者 高等専門学校(5年制) 卒業 者	卒業後 <b>5年以上</b> の実務経験を有する者	卒業後 <b>6年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者
		上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること	
高等学校 卒業 者	卒業後 <b>8年以上</b> の実務経験を有する者	卒業後 <b>11年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者	
	上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること		
その他の者	<b>15年以上</b> の実務経験を有する者		
	上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること		
②	技術士(建設部門)二次試験合格者 1級土木施工管理技術検定合格者 1級建設機械施工技術検定合格者	1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること (指導監督的実務経験は、資格取得以前のものも含まれます)	
③	2級舗装施工管理技術者試験 2級土木施工管理技術検定 2級建設機械施工技術検定の合格者	大学 卒業 者	卒業後 <b>3年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者
		上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること	
		短期大学・ 高等専門学校(5年制) 卒業 者	卒業後 <b>6年以上</b> の実務経験を有する者
		上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること	
高等学校 卒業 者	卒業後 <b>7年以上</b> の実務経験を有する者	卒業後 <b>8年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者	
	上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること		
その他の者	<b>12年以上</b> の実務経験を有する者		
	上記年数のうち1年以上の指導監督的実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること		

受験資格の区分④、⑤は、次ページに記載してあります。

区分	学歴 <sup>注3)</sup> または 取得資格等		舗装施工管理に関する実務経験の必要年数 <sup>注1)</sup>	
			指定学科 <sup>注2)</sup>	指定学科以外
④	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者 <sup>注5)</sup>	2級舗装施工管理技術者試験 2級土木施工管理技術検定 2級建設機械施工技術検定の合格者	大学卒業者	卒業後 <b>3年以上</b> の実務経験を有する者
			短期大学・高等専門学校(5年制)卒業者	卒業後 <b>5年以上</b> の実務経験を有する者
			高等学校卒業者	卒業後 <b>8年以上</b> の実務経験を有する者
			その他の者	<b>11年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者
	上記以外の者	高等学校卒業者	卒業後 <b>11年以上</b> の実務経験を有する者	
その他の者		<b>13年以上</b> の実務経験を有する者		
⑤ <sup>注6)</sup>	平成28年度1級舗装施工管理技術者資格試験の一般試験に合格し、平成29年度の受験申込時に一般試験免除申請を行い、応用試験のみで受験する者			

注1) 舗装施工管理に関する実務経験については、P.4を参照して下さい。

この欄が(破線で分かれた)2段書きになっている場合は、実務経験(上段)と指導監督の実務経験(受験区分①、③)の両方が、必要年数を満たしていないと受験できません。

注2) 指定学科については、P.16～P.23を参照して下さい。

注3) 専修学校については、P.23～P.26を参照して下さい。

注4) 指導監督の実務経験については、P.4を参照して下さい。

注5) 専任の主任技術者実務経験については、P.4を参照して下さい。

注6) 応用試験のみを受験するためには、一般試験免除申請を行い、区分⑤で受験申込をする必要があります。

一般試験合格者であっても、一般試験免除申請を行わず、区分⑤以外で受験申込をした方は、一般試験から受験しなくてはなりません。(応用試験のみの受験はできません)

## (2) 学歴・実務経験年数の条件が重複する場合について

大学または高等学校(夜間部)の卒業者で、在学中の実務を経験年数に加えたい場合の学歴は、その一つ前の高等学校または中学校を最終学歴として下さい。

夜間部卒業を最終学歴とした場合は、その在学中の実務は経験年数として認められません。